

議第 2 号

山形県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和 30 年 8 月県条例第 27 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
彫刻の部	木造如来立像	1	大聖寺	東置賜郡高畠町 大字亀岡 4028-1
	木造如来立像	1	同 上	同 上
	木造不動明王立像	1	同 上	同 上

提 案 理 由

木造如来立像、木造如来立像及び木造不動明王立像を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

令和元年 11 月 27 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

県指定文化財（答申）の概要			
種別	有形文化財（彫刻の部）		
名称	木造如来立像	員数	1 軀
所在地	東置賜郡高畠町大字亀岡4028-1		
所有者	宗教法人大聖寺		
特色	<p>(法量) 像高（現状、右袖先から頂） 153.8cm 髪際高 145.3cm</p> <p>(形状) 肉髻（現状平彫）。肉髻珠。地髪平彫り。白毫相。玉眼嵌入。三道彫出。衲衣を偏袒右肩に付け、右方は覆肩衣で被う。覆肩衣は右腹前で衲衣に託し込むが、折り返しを見せる。左手は体側に垂下し、掌を仰いで、やや前に出す。右手は屈臂して前に出す。腰をやや右に捻って立つ。</p> <p>(品質構造) 木造（カツラ材）、寄木造。頭体幹部は耳後ろで前後二材矧ぎ、各内刳る。前面材は割首のうえ面部割る。左肩・右肩以下別材矧ぎ付け。両脚部は各前後材から彫出。割足。螺髪別材矧ぎ付け（現状欠失）。漆箔仕上げ。</p> <p>(保存状態) 後頭部材、螺髪、肉髻珠、玉眼、左手首先、右肘先、両脚部、両脚像底部欠失。左肩以下は後世の彫りなおしの可能性がある。 なお、来迎印を結ぶ手首先が残っており、今回提案の如来立像2軀のうちいずれかが阿弥陀如来であると考えられる。</p>		
指定の意義	<p>本像は、構造や作風から鎌倉時代前期（13世紀前半）の中央仏師の系統（慶派か）に繋がると思われる。また、大きさも等身の像であり、この時期の県内の遺品として貴重である。</p> <p>すでに県指定有形文化財に指定されている同寺所有の「木造聖観音菩薩立像」と、像高（等身像）、作風、制作年代ともに同じと考えられ、本像は、三尊一具像として制作された。熊野三所権現の本地仏像（阿弥陀如来—薬師如来—聖観音）を構成していたものと考えられ、鎌倉時代後期に熊野信仰が当地に浸透していたことを証明するものである。かつ、これらが等身像であることを考慮すると、安置された堂宇はかなりの規模であったと推察され、当地の歴史研究への寄与が期待される。</p>		

県指定文化財（答申）の概要			
種別	有形文化財（彫刻の部）		
名称	木造如来立像	員数	1 軀
所在地	東置賜郡高畠町大字亀岡4028-1		
所有者	宗教法人大聖寺		
特色	<p>(法量)</p> <p>像高（現状、右袖先から頂） 154.1cm</p> <p>髪際高（左袖先から髪際） 145.7cm</p> <p>(形状)</p> <p>肉髻（現状平彫）。地髪（現状平彫）。肉髻珠。白毫相。玉眼。三道彫出。內衣を付け、衲衣を付ける。右肩に覆肩衣を付ける。覆肩衣は右腹にたくし入れ、折り返しを見せる。左手は体側にやや屈臂して垂下し、掌を仰いでやや前に出す。右手は屈臂する。腰をやや右に捻って立つ。</p> <p>(構造)</p> <p>木造（カツラ材か）、寄木造。</p> <p>面相部は一材。耳前を含む後頭部四材（後補）を体部に差し込む。体部は木心を含んだ一材から彫出し、肩上で前後に割り、内割りを施すか。左肩・右肩以下一材矧ぎ付け。螺髪は貼付け。</p> <p>(保存状態)</p> <p>左手先、右袖口を含む肘先、両脚部、欠失。衲衣正面左脚部欠損。右足以下・左肩以下、後補。</p> <p>なお、来迎印を結ぶ手首先が残っており、今回提案の如来立像2軀のうちいずれかが阿弥陀如来であると考えられる。</p>		
指定の意義	<p>本像は、構造や作風から鎌倉時代前期（13世紀前半）の中央仏師の系統（慶派か）に繋がると思われる。また、大きさも等身の像であり、この時期の県内の遺品として貴重である。</p> <p>すでに県指定有形文化財に指定されている同寺所有の「木造聖観音菩薩立像」と、像高（等身像）、作風、制作年代ともに同じと考えられ、本像は、三尊一具像として制作された。熊野三所権現の本地仏像（阿弥陀如来—薬師如来—聖観音）を構成していたものと考えられ、鎌倉時代後期に熊野信仰が当地に浸透していたことを証明するものである。かつ、これらが等身像であることを考慮すると、安置された堂宇はかなりの規模であったと推察され、当地の歴史研究への寄与が期待される。</p>		

県指定文化財（答申）の概要			
種 別	有形文化財（彫刻の部）		
名 称	木造不動明王立像	員 数	1 軀
所在地	東置賜郡高畠町大字亀岡4028-1		
所有者	宗教法人大聖寺		
特 色	<p>(法 量) 像高（現状 頭部を差し込んで仮想） 68.5cm</p> <p>(形 状) 巻髪。現状、頂は平滑。水波相。左目眇め、右目は見開く。牙は上下出。口はへしませる。耳朶不貫。後頭部の巻髪は総髪とする。条帛をつける。左手屈臂して索を執り、右手屈臂して腰前で剣を執る。金属製の臂釧、腕釧、足釧をつける。裙（折り返し付）、腰布をつける。腰を右に捻って立つ。</p> <p>(構 造) 木造（ヒノキ材か）、寄木造。彩色。 頭部は耳後で前後二材を矧付け、内刳りを施す。面相部は割り矧ぎとし、玉眼を嵌入する。差し首とする。 体部は背面肩下がりて前後二材矧ぎ付。内刳りを施し、左右両足を差し込む。左右両手は肩、肘で矧ぎ付。左右肩上部に各小材矧ぎ付。両足先別材。</p> <p>(保存状態) 頂欠失。面相部を除く頭部、前面材の右側欠損。表面仕上げ後補。</p>		
指定の意義	<p>本像は、作風と構造から鎌倉時代前期の中央に繋がる仏師の制作と思われる優れた作品である。</p> <p>巻髪で額に水波相を表し、右目を見開き左目をすがめ、口を閉じて右牙を上出し左下唇を振じる形態は、いわゆる「不動十九相観」を示しており、現在のところ本像の形態に近い遺品は見当たらない。ただし、図像としては、醍醐寺に伝わる「不動明王像一幅（鳥羽僧正筆）」が近似する特徴を持っている。</p> <p>したがって、本像は、醍醐寺に伝来していた上記図像をもとに制作され、当地にもたらされたものと考えられる。鎌倉時代前期に、大聖寺あるいは当地にあった寺が、醍醐寺と関係があったものと推察される。</p> <p>本像は、鎌倉時代の当地の歴史的状況の考察に資するものになるものと思われる。</p>		

木造如来立像



正面



背面



左側面



右側面

木造如来立像



正面



背面



左側面



右側面

不動明王立像



正面



背面



左側面



右側面

不動明王立像



左斜め



右斜め



面部正面



面部左面